

1 背景

- 外来医療について、無床診療所の開設状況が都市部に偏っている等の課題に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在等の客観的な把握を可能とする情報を、新たに開業しようとしている医療関係者等に提供することで、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていく。

2 策定根拠

- 医療法第30条の4第1項に規定する医療計画に定める事項として、新たに「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」(以下、「外来医療計画」という。)が追加。(平成31年4月1日施行)

3 策定期間等

- 令和元年度中に策定し、令和2年度から5年度までの4年間が最初の計画期間。
令和5年度以降は3年ごとに見直す。(青森県保健医療計画:平成30年度～令和5年度までの6年間)
- 二次医療圏単位での協議を行い、協議の場として、**地域医療構想調整会議**を活用。

順位	二次医療圏名	外来医師偏在指標 (暫定)
—	全国	106.3
46	青森県	81.5
151	津軽地域	98.9
193	青森地域	92.5
271	八戸地域	77.9
312	上十三地域	66.3
317	下北地域	64.3
331	西北五地域	57.9

4 外来医療計画のガイドラインの内容

(1) 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応

① 外来医療機能に関する情報の可視化

・外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を※1**外来医師偏在指標**として可視化。

・指標の上位33.3%に該当する二次医療圏を、**外来医師多数区域**と設定。(本県該当なし)

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数}}{(\text{地域の人口} / 10\text{万} \times \text{地域の標準化受療率比}) \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}}$$

② 新規開業希望者等に対する情報提供

・外来医師偏在指標及び外来医師多数区域である二次医療圏の情報や医療機関のマッピングに関する情報等。

③ 外来医療機能に関する協議

・**二次医療圏ごとにどのような外来医療機能が不足しているか協議の場において協議。**

検討すべき外来医療機能・・・夜間や休日等における初期救急医療の提供体制、在宅医療の提供体制、産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制等

4 外来医療計画のガイドラインの内容(続き)

(2) 医療機器の効率的な活用等について

① 医療機器の配置状況に関する情報の可視化

・地域の医療ニーズを踏まえ、地域ごとの医療機器の配置状況を※²医療機器の項目ごとに指標化し、可視化。

$$\text{調整人口あたり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\text{地域の人口} / 10\text{万} \times \text{地域の標準化検査率比}}$$

② 医療機器の保有状況等に関する情報提供

・国において病床機能報告に基づき医療機器を有する病院及び有床診療所のマッピングを行い、その情報を提供。

③ 区域ごとの共同利用の方針

- ・医療機器の項目ごと及び区域ごとに**共同利用の方針を定める**。
- ・外来医療計画策定後、医療機関が医療機器を購入又は更新する場合、当該医療機器の共同利用に係る計画(以下、「共同利用計画」という)を作成し、協議の場において確認を行う。
- ・共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、協議の場で確認。

④ 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

- ・共同利用計画の記載事項
 - a. 共同利用の相手方となる医療機関
 - b. 共同利用の対象とする医療機器
 - c. 保守、整備等の実施に関する方針(保守点検の年間計画における回数等の方針を記載)
 - d. 画像撮影等の検査機器については、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針(提供方法(ネットワークの利用、デジタルデータ、紙ベース等)を記載)
- ・各医療機関の作成した共同利用計画の記載事項が、協議の場で決定した「共同利用の方針」に沿った記載事項になっているかどうかを確認するプロセス。

圏域名 平成30年4月 時点	調整人口あたり台数				
	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
青森県	13.9	6.2	0.41	3.9	0.96
津軽地域	15.6	5.4	0.94	3.9	1.57
八戸地域	11.7	6.6	0.00	4.1	0.56
青森地域	17.0	7.5	0.59	4.8	1.19
西北五地域	9.2	2.6	0.00	2.1	0.00
上十三地域	13.5	8.5	0.52	4.0	1.03
下北地域	14.4	3.7	0.00	2.6	1.18

※¹ 医療ニーズ及び人口構成とそその変化、患者の流出入、医師の性別・年齢分布、医師偏在の種別を勘案した人口10万人対診療所医師数の5要素を考慮して算定されたもの。

※² CT(全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT)、MRI(1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ以上のMRI)、PET(PET及びPET-CT)、マンモグラフィ、放射線治療(リニアック及びガンマナイフ)に項目化の上、厚生労働省において算出。

5 外来医療計画の構成(案)

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画の推進
5. 進行管理

第2章 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応について

1. 二次医療圏ごとの外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定、医療機関のマッピングに関する情報
2. 外来医師多数区域において、新規開業者に求める事項
3. 二次医療圏ごとの不足する外来医療機能の現状・課題、目標値

(本県の対応)

第3章 医療機器の効率的な活用について

1. 二次医療圏ごとの医療機器の配置状況等に関する情報
2. 二次医療圏ごとの共同利用の方針
3. 共同利用計画の記載事項
4. チェックのためのプロセス

	外来医療計画	医師確保計画
医療法で定める協議の場	地域医療構想調整会議で協議	地域医療対策協議会で協議
備考	地域医療対策協議会に情報提供	地域医療構想調整会議に情報提供

参考 協議の場における協議プロセス

6 策定に向けた基本的な考え方

- 本県の二次医療圏において、外来医師偏在指標の上位33.3%に該当する「**外来医師多数区域**」はない。
- 外来医師偏在指標の設定に当たっての患者流出入の都道府県間調整については、国から示された調整基準に達していないことから、調整不要として整理。
- すべての二次医療圏において協議の場を設置の上、「地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応」については、**不足する外来医療機能について協議**「医療機器の効率的な活用」については、**共同利用の方針、共同利用計画の記載内容を検討**することが主な内容。
- 地域医療構想調整会議で外来医療計画素案を提示し協議を行うとともに、パブリックコメント及び医療審議会にて意見聴取を経て策定。